

市民と市長が語り合う タウンミーティング を開催します！

広聴課・TEL224-5011

公正で分かりやすい市政を実現するため、市民の皆さんの立場や視点からの意見をお伺いする「タウンミーティング」。地区ごとに順次開催しています。



7・8月は、次のとおり開催。市政全般について、川合市長が皆さんの意見を直接伺います。当日は、直接会場にお越しください。なお、手話通訳があります。また、各会場とも駐車場が狭いので、車での来場はなるべくご遠慮ください。

7・8月のタウンミーティング

日程	地区	会場	定員(先着)
7月 1日(水)	高階	高階市民センター	220人
7月 8日(水)	福原	南文化会館	120人
7月15日(水)	大東	大東南公民館	200人
7月22日(水)	川鶴	川鶴公民館	100人
7月30日(水)	本庁③	クラッセ川越	200人
8月 5日(水)	霞ヶ関	霞ヶ関公民館	125人
8月11日(水)	霞ヶ関北	伊勢原公民館	100人
8月19日(水)	山田	北部地域ふれあいセンター	100人
8月26日(水)	本庁④	市立川越高校	150人

開催時間…午後6時30分～8時30分（受け付け＝午後6時～）

対象…各地区に在住・在勤・在学

本庁地区③の対象地区

小仙波町1～5丁目、西小仙波町1・2丁目、小仙波、新富町1・2丁目、通町、南通町、脇田町、菅原町、仙波町1～4丁目、問屋町、富士見町、大仙波、大仙波新田、東明寺

本庁地区④の対象地区

旭町1～3丁目、新宿町1～6丁目、岸町1～3丁目、広栄町、脇田新町、脇田本町、新宿、岸

食中毒に注意

これからの季節は、食中毒菌にとっては絶好の環境です。次のことに気をつけましょう。

食品の保存方法

- 生鮮食品や冷蔵・冷凍食品を買った後は、寄り道せず、すぐに冷蔵庫・冷凍庫へ
- 冷蔵庫や冷凍庫を過信せず、早めに食べきる
- 食品は容器やラップで保存
- 冷蔵庫、冷凍庫は詰め過ぎない
- 月に一度は庫内の大掃除を調理のときの注意点
- せっけん・洗剤を常備し、丁寧に手を洗う
- 三角コーナーにごみをためないようにする
- ふきんやスポンジ、たわしは消毒し、乾燥させて使う
- 包丁やまな板は肉・魚などを扱った後、念入りに洗う。
- できれば、包丁やまな板は肉用・野菜用など用途別に用意する
- 肉や魚を調理するときには中まで火を通す

環境にやさしい 自動車の運転を お願いします

自動車の排出ガスなどに含まれる大気汚染物質は、光化学スモッグの原因の一つとなります。

駐停車中はアイドリング・ストップをする、急発進・急加速をしない、エアコンの使用

いすぎに注意するなど、日ごろから環境にやさしい自動車の運転を実践しましょう。特に、光化学スモッグ注意報などの発令中は、自動車の運転を控えるように心掛けましょう。

より低公害な自動車を使用したり、公共交通機関を積極的に利用したりすることで、大気環境を守っていきましょう。

幼稚園就園奨励費 補助金の申請を 忘れずに

市では、幼稚園の保育料などの一部を補助しています。

申請書は、幼稚園を通じて

問い合わせ：環境保全課
TEL224-5894

配布します。必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。

対象：平成15年4月2日～同18年4月1日までに生まれた子が幼稚園に在園している保護者▼満3歳となった子を幼稚園に途中入園させた保護者

問い合わせ：教育財務課
TEL224-6083

問い合わせ：食品・環境衛生課・TEL227-5503

市・県民税納税通知書 をご確認ください

自営業者や年金所得者など、個人納付の皆さんに、6月10日付で「平成21年度市民税・県民税納税通知書」を発送します。同通知書の二ページに、「所得・控除の明細書」としてありますので、内容をご確認ください。

市・県民税は、平成21年1月1日現在川越市に居住している方に課税されます。第一期納期限は6月30日(火)です。忘れずに納付してください。納付には、口座振替が便利です。同通知書十一ページに口座振替の案内、十二ページに口座振替依頼書がとじてありますので、ご利用ください。

平成21年度の市・県民税の主な改正点
 寄付金控除の対象額・範囲が変わりました。寄付金対象下限額を従来の十万円から五千円に引き下げ、控除対象限度額を総所得金額などの30パーセントまで引き上げました。
 * 所得税および市・県民税の寄付金控除を受けるには、所得税の確定申告が必要です。

問い合わせ：市民税課個人住民税担当
TEL 224・5640

家屋改修に係る固定資産税の減額制度

一戸につき、同一の減額措置の適用は一回です。工事完了後、原則三か月以内に申請してください。①②は同時に受けることが可能です。

①バリアフリー改修

家屋に係る翌年度の固定資産税(百平方メートル分まで)を三分の一減額。

対象となる工事

廊下の拡幅、階段のこう配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化。

要件

- 65歳以上、介護保険で要介護等認定を受けている、障害者、いずれかの方が居住
- 平成19年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅は除く)で、同19年4月1日～同22年3月31日に工事が完了
- 対象部分の工事費の自己負担額が三十万円以上

必要書類
 ① 改修工事に係る明細書(工事内容、費用の確認ができるもの)

- 領収書の写し
- 工事箇所の写真
- 補助金等を受けている場合には、交付決定通知等の補助額が分かる書類
- 要介護等の認定を受けている方は、介護保険被保険者証の写し
- 障害者の方は、身体障害者手帳、療養手帳の写し

②熱損失防止(省エネ)改修

家屋に係る翌年度の固定資産税(百二十平方メートル分まで)を三分の一減額。

対象となる工事

窓(必須)および、床・天井・壁の断熱。

要件

- 平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅は除く)で、同20年4月1日～同22年3月31日に工事が完了
- 対象部分の工事費が三十万円以上
- 必要書類
 改修工事に係る明細書(工事内容、費用の確認ができるもの)

必要書類
 ③ 耐震改修
 発行した証明書

- 領収書の写し
- 建築士、指定検査機関等の発行した証明書

③耐震改修

家屋に係る翌年度の固定資産税(百二十平方メートル分まで)を、平成18年～同21年に完了したものは三年間・二分の一減額、同22年～同24年に完了したものは二年間・二分の一減額、同25年～同27年に完了したものは一年間・二分の一減額。

対象となる工事

現行の耐震基準に適合するための改修。

要件

- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅で右記の期間内に工事が完了
- 現行の耐震基準に適合する改修工事を行う
- 対象部分の工事費が三十万円以上
- 必要書類
 改修工事に係る明細書(工事内容、費用の確認ができるもの)
- 領収書の写し
- 建築士、指定検査機関等の発行した証明書

家屋を取り壊したときは届け出を

建て替えや老朽化などで家屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有する建物にかかります。今年1月2日以降に家屋を取り壊した場合、年内に届け出てください。来年度から固定資産税がかからなくなります。

登記をしてある家屋を取り壊した場合は、法務局に滅失登記の申請をしてください。
 * 住宅を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。

発行した証明書。または登録住宅性能評価機関が発行した住宅性能評価書の写し
 問い合わせ：資産税課家屋担当
 当・TEL 224・5684

未登記の家屋Ⅱ資産税課家屋担当・TEL 224・5684
 登記してある家屋Ⅱさいたま地方務局川越支局
 TEL 243・3824